

学校法人 麻生塾

麻生塾福岡キャンパス校友会会則

第一章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、麻生塾福岡キャンパス校友会と称する。

(本 部)

第2条 本会は事務局を麻生塾福岡キャンパス内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、会員相互の親睦を図り、第4条に定められた事業を行うことで、会員の成長、活躍を支援することを目的とする。

また、会員と麻生塾(以下母校という)との関係を密にし、連携強化することにより母校の発展を支援し社会の発展に寄与する。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、つぎの事業を行う。

- ① 定期総会・臨時総会(以下総会という)、同窓会その他の諸会合の開催
- ② 会報の発行、ホームページ等の運営と管理、校友会会員名簿の整備
- ③ 会員のキャリア形成支援
- ④ 「進路・就職支援」および在校生に対する「課外活動支援」
- ⑤ 在校生に対する奨学金の寄付
- ⑥ その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第二章 会 員

(会 員)

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

① 正会員

麻生塾福岡キャンパス卒業生(※一部学科を除く)

※日本語学科・麻生公務員専門学校(中上級総合学科, 教養科)・国際系学科
尚、麻生塾福岡キャンパスの学生は卒業と同時に自動的に正会員となる。

卒業後に校友会 WEB サイトより学生自身でメンバー登録を行う。

(校友会 WEB サイト：<https://www.aso-koyukai.com/member/>)

② 特別会員

麻生塾福岡キャンパスに在籍する教職員および退職した教職員ならびに各校より推薦され役員会で承認された者

(会 費)

第6条 正会員はつぎに定める会費を納めなければならない。

会費 10,000 円 但し、終身会員とする。

(会費は経済変動などの止むを得ない事情のあるときは、幹事会の審議を経て変更することができる。)

2. 会費を納入しないものは、会員たる権利を行使することができない。

3. 会費の一部を卒業時の卒業記念品代に充てる。

(退 会)

第7条 会員は、校友会本部に届け出ることにより、任意にいつでも退会することができる。

但し、既納の終身会費はその返還を求める事は出来ない。

(除 名)

第8条 会員にして、この会の名誉を汚し又はこの会の目的に反する行為があったときは、役員会の決議により除名することが出来る。

2. 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。既納の終身会費はその返還を求める事は出来ない。

第三章 役 員

(役 員)

第9条 本会に次の役員を置く。

名誉会長	1名
会 長	1名
副 会 長	1名
常任幹事	若干名
会 計	2名
監 査	2名
顧 問	若干名

(役員を選出)

第10条 名誉会長は、福岡キャンパス校長を推す。

2. 会長は、会員中より役員会において選考し総会で承認を得る。

3. 副会長は、会員中より会長が指名し、総会で承認を得る。

4. 常任幹事は、福岡キャンパス各校校友会員の中から若干名を選出し、総会にて承認を得る。

5. 会計は、正会員より1名、事務局より1名を会長が指名し役員会

において審議し、役員全員の承認を得て選任することが出来る。

6. 監査は、正会員より1名、特別会員より1名を会長が指名し役員会において審議し、役員全員の承認を得て選任することが出来る。

7. 適切な時期に外部機関による内部監査を行うことが出来るものとする。

8. 顧問は、校友会の役員経験者又は、学校関係者で校友会の発展に多大な貢献があったものを役員が推薦し、役員会の承認を得て、会長が委嘱する。

尚、顧問の中で「余人に代えがたい」功績をあげた者に対し、役員会の総意を得て、会長が名誉顧問を委嘱することが出来るものとする。

（ 役員の職務 ）

第11条 会長は、本会を代表して会務を統轄する。

2. 副会長は、会長を補佐して会務を統轄し、会長の不都合のあるときは、その代理をする。

3. 常任幹事は、本会の重要事項を審理し、本会の運営にあたる。

4. 会計は、常時会計経理を行う。

5. 監査は、会計を監査する。

（ 役員の任期 ）

第12条 役員の任期は2年とする。ただし、再選を防げない。

2. 欠員によって補充された役員の任期は、前任者の残存期間とする。

第四章 会 議

（ 会 議 ）

第13条 本会の会議は、総会、役員会とし、会長がこれを召集する。

（ 総 会 ）

第14条 本会は役員会の決議に基づき、原則として年1回会長が招集する定期総会を開催する。同様に、会長および役員会が必要と認めたときは、臨時総会を開催することが出来る。

2. 総会は正会員および役員をもって構成する。

3. 総会は次の事項を協議決定する。

- ① 会則の変更承認
- ② 前年度収支決算、当該年度収支予算の承認
- ③ 前年度事業報告、当該年度事業計画の承認
- ④ 役員の改選
- ⑤ 会員の除名
- ⑥ 解散
- ⑦ その他必要事項

4. 総会は、出席会員の過半数によって議決する。可否同数のときは議長がこれを決する。

5. 天災や伝染病(コロナ禍等々)等により総会が開けない場合は、役員会において全会一致で可決した時に、特例として総会議決に変え暫定処置をとることができるものとする。但し、その状況が解消されたのち総会を開きこれを報告し再審議しなければならない。

6. 委任により議決権を行使することができる。

7. 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

8. 議事録には、議長及び総会において選任された出席者の代表1名が署名し、又記名押印しなければならない。

(役員会)

第15条 役員会は会長、副会長、常任幹事、会計、(特別会員は除く)、監査(特別会員は除く)、事務局および顧問をもって構成し、会長が必要と認めたとき招集する。

2. 役員会は次の事項について審議する。

① 総会で決議された事項の執行

② 総会へ提出する議案に関する事

③ その他必要な事項

3. 役員会は定数の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって決議する。

第五章 会 計

(経 費)

第16条 本会の運営は、会費・預金利息・寄付金・その他雑収入をもってこれにあてる。

(会計報告)

第17条 会長は、毎会計年度の収支決算を監査の会計監査を経て、定期総会に報告し、その承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年8月1日に始まり翌年7月31日に終わる。

(財産管理)

第19条 本会の財産は、すべて役員会がこれを管理する。

(財産の校正・処分)

第20条 本会の財産は、基本財産と普通財産とする。

2. 基本財産は、本会財政の安定のため長期に維持すべき財産として、役員会の議決を経て基本財産に編入された財産で構成する。
3. 普通財産は、基本財産以外の財産とする。
4. 本会の財産は、会長が管理し、不動産を除く基本財産は定期預金とするなど確実な方法で保管する。
5. 基本財産は、本会の事業遂行に必要なある場合に限り、役員会において出席役員の3分の2以上の同意を得て、これを普通財産へ繰り入れることができる。
6. 本会の事業遂行に要する経費は、普通財産をもって充てる。
7. 会長は、会計業務を遂行するため、校友会の預金口座を開設するものとする。

(会計処理)

第21条 会計処理は、別に定める「会計処理規程」に基づき処理しなければならない。

2. 会計担当者は、会計帳簿、固定資産台帳、を作成して保管する。また、正会員の理由を付した書面による請求があったとき、これらを閲覧させなければならない。

(役員報酬)

第22条 役員に対する報酬として、「役員報酬規程」に基づき下記費用を支給することができる。

2. 会議日当

役員が定例会議等に参加した場合に支給する。

3. 職務日当

会長より指示されたその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

4. 費用処理については、別に定められた「会計処理規程」第6条で定められた勘定科目により処理をする。

(旅 費)

第23条 役員の旅費に関する事項については、別に定める「旅費規程」に基づいて支給する。

第六章 雑 則

(麻生塾福岡キャンパスの範囲)

第24条 本規則第5条第1項の麻生塾福岡キャンパス卒業生とは麻生電子ビジネス専門学校、麻生情報ビジネス専門学校福岡校(国際系学科・日本語語学科は除く)、専修学校麻生外語観光カレッジ、専門学校麻生外語観光カレッジ、麻生外語&製菓専門学校(国際系学科・日本語学科は除く)、麻生外語&ブライダル専門学校(国際系学科・日本語学科は除く)、麻生医療福祉専門学校福岡校(国際系学科・日本語学科は除く)、麻生医療福祉&保育専門学校(国際系学科・日本語学科は除く)、麻生工科専門学校、麻生工科デザイン専門学校、麻生建築&デザイン専門学校、麻生公

務員専門学校福岡校(中上級学科、養成科除く)、麻生公務員専門学校福岡校(中上級総合学科、教養科除く)、ASO ポップカルチャー専門学校、専修学校麻生ビューティーカレッジ、麻生美容専門学校の卒業生をいう。但し、専修学校麻生ビューティーカレッジ、麻生美容専門学校並びに ASO ポップカルチャー専門学校の加入は、2020 年 4 月 1 日とする。

付 則

この会則は、2006 年 9 月 10 日より実施する

2016 年 8 月 1 日 第 12 条 第 1 項 改訂する

2017 年 8 月 12 日 第 7 条並びに第 8 条 第 4 項 改訂する

2019 年 8 月 1 日 全条文の見直し改訂する

2020 年 8 月 1 日 第 5 条①改訂する

2021 年 8 月 1 日 第 10 条第 5 項並びに第 14 条 第 5 項 を新たに設け改訂する

2023 年 4 月 1 日 第六章雑則 麻生外語&ブライダル専門学校(国際系学科・日本語学科は除く)追加改訂する

2024 年 4 月 1 日 第六章雑則 麻生医療福祉&保育専門学校(国際系学科・日本語学科は除く)追加改訂する

2026 年 4 月 1 日 (会員) 第 5 条 ①学科名変更により麻生公務員専門学校(中上級総合学科, 教養科)に変更改訂する